本論文は

世界経済評論 2018 年 9/10 月号

(2018 年 9 月発行) 掲載の記事です





実施に移される ASEAN 経済共同体 2025 行動計画

亚細亜大学教授 石川 幸一

いしかわ こういち 日本貿易振興会(ジェトロ), 国際貿易投資研究所を経て亜細亜大学アジア研究所教授, 専門は ASEAN の経済発展と経済統合, 著書に『ASEAN 経済共同体の創設と日本』(共著,文眞堂, 2016年)など多数。

ASEAN は 2025 年を目標年次とする ASEAN 経済共同体(AEC) 2025 の構築に取り組んでいる。AEC ブループリント 2025 の実行計画が 2017 年に発表された AEC2025 統合戦略行動計画(CSAP)である。 CSAP は5つの戦略目標に対して 153 の戦略的措置,511 の主要行動計画,スケジュール,実施機関を定めている。重要性を増しているのは,第2の戦略目標に含まれる競争力,効率的・効果的・整合的な規制,持続可能な開発,第3の戦略目標である連結性,第4の戦略目標に含まれる包摂である。これらは,ASEAN 各国が直面している課題への対応である。

物品の貿易では自由化が AEC2015 で進展したことから円滑化をより重視している。注目すべき措置として、輸入関税における最恵国待遇の適用と原産地規則の完全累積の検討があげられる。AEC2025 は着実に実行されており、2017 年 11 月に香港との FTA を締結し、2018 年 1 月に CLMV が関税を撤廃、ASEAN シングルウィンドウでの原産地証明書の電子的交換の運用が開始された。2018 年は ASEAN サービス貿易協定、電子商取引協定の締結、原産地証明の自己証明制度の導入などが予定されている。

I AEC2015 から AEC2025へ

ASEAN (東南アジア諸国連合) が 2003 年から構築を進めてきた ASEAN 経済共同体 (AEC) は計画通り 2015 年 12 月 31 日に創設された。2015 年 10 月の第 27 回首脳会議で 2015 年 12 月末に AEC が創設されることを宣言したことによる (以下では 2015 年末に創設された AEC を AEC2015 と呼ぶ)。 AEC2015 により関税がほぼ撤廃されサービス貿易や投資の自由化は 1990 年代に比較すれば進展するな

ど ASEAN の経済統合は着実に進展した。しかし、非関税障壁撤廃など自由化が進んでいない分野や ASEAN シングルウィンドウ、シンガポール昆明鉄道(SKRL)建設など実施が遅れている分野は少なくない¹⁾。 AEC ブループリント 2015 の目標の実行率も 100%ではない²⁾。従って、2015 年末の AEC 創設は「通過点」である。そのため、ASEAN は第 27 回首脳会議で経済共同体を含む ASEAN 共同体ビジョン 2025 を採択し、2025 年を目標年次として経済共同体構築を続けることを明らかにしている。

	2015 年までの措置	2015 年を超える措置	目標年次のない措置	合計(全措置に対す る比率)
完了	32 (34.0%)	0 (0.0%)	7 (35.0%)	39 (31.2%)
実施中	46 (48.9%)	6 (54.5%)	11 (55.0%)	63 (50.4%)
実施未定	11 (11.7%)	3 (27.3%)	2 (20.0%)	16 (12.8%)
未開始	4 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (3.2%)
優先されない措置	1 (1.1%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (2.4%)
合計	94 (100.0%)	11 (100.0%)	20 (100.0%)	125 (100.0%)

表 1 ASEAN 連結性マスタープラン 2010 の実施状況 (2016 年 10 月時点)

とくにインフラ整備は遅れている。インフラ 整備は ASEAN 連結性マスタープラン (MPAC 2010) により進められた。MPAC2010 はイン フラ整備を中心とする物的連結性, 輸送協定な どの制度的連結性、人の移動に関する人と人の 連結性の3つの連結性を強化拡充する計画で AEC ブループリントを補強している。ASEAN 事務局によると MPAC2010 の実行率(全措置 に対する完了した措置の比率:2016年10月) は 31.2%、2015 年までの措置の実行率は 34.0%だった (表 1)³⁾。実施中の措置が多い ためで、完了した措置と実施中の措置を合計す ると81.6%となるが、遅れていることは変わ らない。

ASEAN 高速道路ネットワーク (AHN) の 例をみると、道路の格上げでは、ラオスの AH12 号線が完成したのみでラオスの AH15 号 線. ミャンマーの AH1 号線と 123 号線は実施 中. AH2 号線は実施未定(資金調達交渉中). AHN の中国インドへの延伸と島嶼部と大陸部 の架橋フィージビリティ調査 (FS) は未実施 となっている。遅れの原因として、①資金調達 不足と効果的な資金動員戦略の欠如(とくに物

的連結性)、②複数部門が係るプロジェクトに おける主導機関の欠如と関係機関の責任と役割 が明確でなかったことによる当事者意識 (ownership) のと部門間の調整の欠如. ③イ ンフラ建設および国内制度構築の障害となる国 内規制の存在,が指摘されている4)。実行率の 低さは、スンダ海峡の架橋、SKRL のスラバヤ への延伸調査、47港湾の能力強化、カンチャ ナブリ-ダウェイの鉄道 FS など野心的なプロ ジェクトが多いことにも一因があろう。

Π AEC2025 の統合戦略的行動計画 を採択

AEC ブループリント 2025 では、AEC ブ ループリント 2015 の 4 つの戦略目標に「C. 高度化した連結性と分野別協力」が加わり、戦 略目標は5つとなっている (表 2)。Cの内容 は新しいものではなく. AEC2015 の他の戦略 目標から移されたものが大半である。AEC ブ ループリント 2025 は統合の範囲とレベルでは AEC2015 を踏襲している。たとえば、関税同 盟や非熟練労働者の移動など従来の統合の枠を

⁽注) 完了は2016年10月時点で完了、実施中は実施計画により実施中、実施未定は実施計画がない、あるいは資金がない、未開 始は担当機関が未定

⁽出所) ASEAN Secretariat (2017). Assessment of the Implementation of the Master Plan on ASEAN Connectivity

表 2 AEC2025 のブループリントにおける戦略目標と対象分野

- A. 高度に統合され結合した経済 (98) (A. 単一の市場と生産基地)
- A1. 物品貿易 (33)
- A2. サービス貿易 (9)
- A3. 投資環境 (15)
- A4. 金融統合·金融包摂·金融安定化 (33)
- A5. 熟練労働者・商用訪問者の移動円滑化 (2)
- A6. グローバル・バリュー・チェーンへの参画強化← AEC2015 「D グローバル経済への統合」より移管 (以下同じ) (6)
- B. 競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN (88) (B. 競争力のある経済地域)
- B1. 効果的な競争政策 (20)
- B2. 消費者保護 (21)
- B3. 知的財産権協力の強化 (18)
- B4. 生産性向上による成長、イノベーション、研究開発など (5) ← ASEAN 社会文化共同体 (ASCC) より
- B5. 税制協力
- B6. ガバナンス
- B7. 効率的・効果的・整合的な規制 (1)
- B8. 持続可能な経済開発 (20) ← ASCC より
- B9. グローバルメガトレンド,通商に関する新たな課題 (3)
- C. 高度化した連結性と分野別協力 (223)
- C1. 交通運輸 (77) ← AEC2015 「B. 競争力のある経済地域」より
- C2. 情報通信技術 (ICT) (28) ← ASCC2015 より
- C3. 電子商取引 (8) ← AEC2015 「B 競争力のある経済地域」より
- C4. エネルギー (32) ← AEC2015 「B 競争力のある経済地域」より
- C5. 食糧・農業・林業 (20) ← AEC2015 「A 単一の市場と生産基地」、ASCC より
- C6. 観光 (12) ← AEC2015「「A 単一の市場と生産基地」より
- C7. 保健医療 (ヘルスケア) (18) ← AEC2015 「「A 単一の市場と生産基地」, ASCC より
- C8. 鉱物資源 (13) ← AEC2015 「A 単一の市場と生産基地」より
- C9. 科学技術 (15) ← ASCC より
- D. 強靭で包摂的、人間本位・人間中心の ASEAN (88) ← ASCC (C. 公平な経済発展)
- D1. 中小企業強化 (62)
- D2. 民間セクターの役割強化 (6)
- D3. 官民連携 (PPP) (2)
- D4. 開発格差縮小 (12)
- D5. 地域統合に向けた努力へのステークホルダーによる貢献 (6)
- E. グローバル ASEAN (D. グローバル経済への統合) (14)
- E1. 域外国との経済連携協定の改善、協定未締結の対話国との経済連携の強化など (14)
- (注) 1. カッコ内は AEC ブループリント 2015 の戦略目標、2. 下線を付したのは新たな分野、3. カッコ内の数字は CSAP(後 述)の主要行動計画数
- (出所) ASEAN Secretariat (2015) ASEAN2025 Forging Ahead Together

超える統合を目指してはいないし. 政府調達の 開放も目標になっていない。ただし、包摂 (inclusiveness)、イノベーション、ガバナンス など新たな分野を付け加えており、その一部は ASEAN 社会文化共同体(ASCC)から移され ている。対象分野は AEC ブループリント 2015 の 17 から 30 に増加し、「B. 競争力のある革 新的でダイナミックな ASEAN I.「C. 高度化 した連結性と分野別協力」,「D. 強靭で包摂 的、人間本位・人間中心の ASEAN」が拡充し ている。

AEC2025 ブループリントは行動計画とスケ

ジュールを含んでいなかったため、2017年2 月の ASEAN 経済大臣会議および AEC 理事会 で行動計画などを含む統合戦略的行動計画 (Consolidated Strategic Action Plan : CSAP) が承認された $^{5)}$ 。CSAP は、AEC ブループリ ント 2025 の 5 つの戦略目標の主要分野につい て、①目的、②戦略的措置、③主要行動計画、 ④スケジュール, ⑤分野別作業計画, ⑥担当機 関を示している。CSAPの戦略的措置は153. 主要行動計画は511となっており、C. 高度化 した連結性と分野別協力の主要行動計画が223 と極めて多い。これは交通運輸が77と多くの 主要行動計画を含むためである。ほかに主要行 動計画が多い分野は零細中小企業で62となっ ている。

競争力、生産性、イノベーションなどを重視

CSAP を中心に AEC2025 に示された ASEAN 経済統合の方向性を検討してみたい。 第1の戦略目標である経済統合については. AEC2015 の未実現目標の実施と質の高い統合 を目指している。AEC2015の「関税撤廃」な どの明確で野心的な目標に対し、AEC2025 は 後述のように円滑化に重点を置いておりインパ クトがやや弱い。福永 (2016) は AEC2015 で 関税撤廃など自由化が相当程度進み、実現が容 易でない分野が残されたことや国内産業への悪 影響から経済統合に慎重な声が出ていることが 影響し、現実的で慎重な目標を設定したと論じ ている⁶⁾。

AEC2025 で重要性を増しているのは. 第2 の戦略目標に含まれる競争力、効率的・効果 的・整合的な規制、持続可能な開発、第3の戦 略目標である連結性、第4の戦略目標に含まれ る包摂である。これらは、ASEAN 各国が直面

している課題への対応である。競争力では、生 産性向上、イノベーション、研究開発が取り上 げられている。タイ、マレーシアをはじめ多く の国が資本や労働など要素投入型の成長から生 産性向上による成長に転換する段階に入る中所 得国の段階に入り、中所得の罠が懸念されてい ることが背景にある⁷⁾。

規制改革も大きな課題である。世界銀行のビ ジネス環境ランキング(2017年)によると、 190ヵ国中ミャンマーが 170 位. ラオス 139 位 などシンガポール (2位). マレーシア (23位) を除き、下位から中位の評価となっている。貿 易手続き環境ランキングでも同様である。これ は、許認可に要する多大の時間とコストが要因 であり、規制改革は競争力向上に不可欠であ る。また、物流パフォーマンス指標ランキング (2017年)では、160ヵ国中ラオスが152位、 ミャンマーが 113 位、カンボジアが 73 位など シンガポール(5位)を除き下位から中位に位 置づけられており、交通輸送を中心に連結性の 強化は依然として課題となっている。そのた め、C.1 の交通輸送の主要行動計画は77を数 える。新たな成長分野である情報通信技術 (ICT) は 28. 電子商取引は 8 と AEC2015 に 比べ行動計画数が拡充されている。

強調される包摂

依然として大きな域内格差. 中小企業の ASEAN 各国経済における大きな役割. 疾病や 災害の増加、グローバル化のネガティブな影響 への対応の必要性などから包摂 (inclusiveness)が強調されている。その典型が「零細中 小企業」であり、AEC2025 では、零細 (micro)企業が追加されるとともに主要行動計画 数は 62 となっている。包摂は、ASEAN 社会 文化共同体 (ASCC) ブループリント 2025 の 戦略目標の一つであり、厚生、社会的保護、女 性のエンパワーメント、ジェンダー、人権、貧 困削減が取り上げられている。これらの新しい 分野は OECD (経済協力開発機構) が協力を 行っている。具体的には、連結性(インフラ開 発,物品とサービスの移動円滑化,国際投資), ビジネス環境の改善 (規制改革, 租税政策, 中 小企業),包摂的成長(技能と教育),統計の4 分野である。

ASEAN 連結性マスタープラン(MPAC) 2025 と域内格差縮小のための ASEAN 統合イ ニシアチブ (IAI) 作業計画Ⅲは、AEC ブルー プリント 2025 の一部と位置付けられている。 MPAC2025 は 2016 年 9 月の第 28 回首脳会議 で採択されており、①持続可能なインフラ、② デジタル・イノベーション. ③継ぎ目のないロ ジスティクス. ④優れた規制. ⑤人の移動の 5 つの戦略目標の下に15のイニシアチブ(行動 計画)を定めている⁸⁾。2016年から20年を対 象期間とする IAI 作業計画 IIも、2016 年の第 28 回首脳会議で採択されており、作業計画 I と Ⅱ が総花的な内容だったのに対し、①食糧と 農業. ②貿易円滑化. ③零細中小企業. ④教 育. ⑤保健と福祉の5分野に対象分野を絞って いる⁹⁾。

ブループリントの実施状況の評価も改善され た。AEC ブループリント 2015 はスコアカード により評価を公表してきたが、自己申告である ことなど問題点が指摘されていた。2016年の 経済大臣会合で合意された新たな評価制度 (AEC2025 モニタリングおよび評価枠組み) は、実施状況の評価、数値指標による評価、社 会経済的な影響評価の3種類の評価を行うこと になっている 10 。

Ⅲ 最恵国待遇,完全累積などを検討: 物品の貿易自由化計画

CSAP 全体を検討することは紙幅の制約によ りできないため、「A. 高度に統合され結束し た経済」の物品の貿易の自由化計画をみておき たい。物品の貿易では、① ASEAN 物品貿易 協定(ATIGA)の強化、②原産地規則の施行 の簡素化と強化、③貿易円滑化の施行の加速と 深化. ④税関. ⑤任意規格・強制規格・適合性 評価の5分野が取り上げられている(表3)。 AEC2015 の目標は自由化を前面に出していた が、AEC2025 は円滑化に重点が移っている。 上記5分野のうち、②原産地規則、④税関、⑤ 規格・適合性評価の3分野も貿易円滑化に関連 した分野である。AEC2015で関税撤廃など自 由化が進展したことが円滑化重視の理由であ る。ただし、本節では自由化、原産地規則など での注目すべき措置をみておく。

ATIGA の強化では、輸入関税に対する自動 的な最恵国待遇の適用可能性の検討(2016-18 年)が注目される。最恵国待遇は ATIGA5 条 で規定されており、 ASEAN 加盟国が非加盟国 と輸入関税に関して ATIGA よりも有利な約束 を行った場合、他の加盟国はその加盟国に対し て非加盟国に対する待遇より不利でない待遇を 要求でき、その待遇(特恵関税)はその加盟国 により ASEAN 全加盟国に適用されるという 内容である。具体的には、ASEAN のある加盟 国が域外国と FTA を結び、ATIGA よりも有 利な(ゼロを含む低い税率)を約束した場合. その税率よりも不利でない税率を他の ASEAN 加盟国にも与えることを求める交渉ができるこ とになる。ASEAN 非加盟国に対して ASEAN

表3 物品の貿易の戦略的措置

- 1. ATIGA の強化: ① ASEAN の中心性確立のための規定の拡充 (2016 年-25 年), ② ATIGA の通報プロセスの強化 (2016年-25年), ③残存する関税障壁の削減(2016年-25年), ④非関税措置の貿易歪曲効果について取組むことによ り非関税措置 (NTM) の貿易保護効果とコンプライアンスコストを最小にする (2016 年-25 年), ⑤ ATIGA の SPS 章の措置の同等(84章)および協力(85章)関連の活動の見直しと更新(2016年-25年)。
- 2. 原産地規則の簡素化と強化:①原産地規則の強化、②原産性の決定の証明手続きの簡素化(2016 年-25 年)、③ ASEAN シングルウィンドウ (ASW), ASEAN 貿易リポジトリ (ATR), ASEAN 投資サービス貿易解決 (ASSIST) など実施されているメカニズムの貿易円滑化制度の利用強化(2016年-25年)
- 3. 貿易円滑化: ① ATIGA 貿易円滑化措置の強化 (2016 年-25 年). ②貿易円滑化運用プラットフォーム (2016 年-25 年). ③地域レベルでの民間と公共部門の定期的対話によるこれら部門の関与の深化(2016年-25年)。
- 4. 税関:①越境犯罪と違法貿易と戦うための ASEAN の税関当局協力の強化、② ASEAN シングルウィンドウと WTO 貿易円滑化協定による国境手続きの効率化と簡素化、③関税評価と分類での協力、④税関とビジネス界の連携の 推進,⑤南北回廊と東西回廊での ASEAN 税関通過システムの実施による ASEAN の連結性の促進,⑥能力養成と知 識共有による税関の現代化促進
- 5. 任意規格・強制規格・適合性評価:①協力枠組みおよびガイドラインの策定. ②実施イニシアチブ・メカニズムの 強化、③国際協力および協調、④実施体制の整備と強化
 - (注) 5. の任意規格・強制規格・適合性評価は、16 の細かな行動計画があげられており、4 分野に整理した。詳細は ASEAN Secretariat (2017b) を参照。
 - (出所) ASEAN Secretariat (2017), ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan

加盟国よりも有利な待遇を与えることは TPP11 など他の分野でも起きており、その解 消は今後の課題となる11)。

AEC2025の大きな課題である非関税障壁の 撤廃については、撤廃を具体的に行う施策は盛 り込まれておらず、①NTMに取組む手続きと ガイドラインの開発 (2016-19 年), ② NTM に取組むための ATIGA におけるより強い規律 の検討(2016-25年). ③ビジネス界および他 のステークホルダーの関与強化(2016-25年) などが示されている。現在. 企業が問題とする 具体的な非関税障壁を関係国と ASEAN で協議 する取り組み(Matrix of Actual Cases on NTM/ NTBs) が実施されているが、遅々たる歩みで ある。後述のように新たな非関税障壁が導入さ れる動きがあり、どのようなガイドラインと規 律が打ち出されるか注視する必要がある。

ATIGA 原産地規則では、完全累積 (full cumulation) の検討が注目される。現在、ASEA N での付加価値(ASEAN コンテント)が 40%以下であっても20%以上であればその分 を累積できる部分累積が認められている。完全 累積となれば 20%以下であっても ASEAN コ ンテントを累積できることになる。完全累積は TPP11で採用されている。原産地証明では、 ASEAN 全体での自己証明の実現が(2016-18 年)掲げられている。ASEAN の原産地証明は 商業省など政府機関が発行する第3者証明制度 であるが、2010年から自己証明制度の導入に 取り組み始めた。現在、シンガポール、マレー シア, ブルネイが 2010 年に開始し、その後、 タイ、カンボジア、ミャンマーが参加した「認 定輸出者自己証明制度(第1自己証明制度)」 と 2014 年にインドネシア、フィリピン、ラオ スが開始し、タイとベトナムがその後参加した 「認定輸出者自己証明制度(第2自己証明制 度) | の2つのパイロットプロジェクトが実施 されている¹²⁾。第2自己証明制度は、認定輸 出者は製造業者のみなど限定的な制度である。 2つの自己証明制度を評価し、2015年末の

AEC 設立に合わせて 10ヵ国が参加する「A SEAN 自己証明制度 | を開始する予定だった が遅れていた。

AEC ブループリント 2025 の 進展状況

ASEAN 全域で AFTA が実現

AEC ブループリント 2025 は着実に計画が実 行されつつある¹³⁾。まず、CLMV の 7% 相当 の残存関税を 2018 年 1 月に撤廃し、AFTA が ASEAN 全域で実現した。ASEAN の自由化率 (関税撤廃率) は 96.01%となっている。ASEAN 6 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、 フィリピン、シンガポール、タイ) は 2010 年 1月に関税を撤廃しており自由化率は99.2%. CLMV の自由化率は 90.6% である。ただし、 非関税障壁の撤廃は未だ進んでおらず、ベトナ ムでは自動車についての新たな非関税障壁が導 入された。ベトナム政府は2017年10月に「政 令 116 号」を公布、他国政府が発行する認可証 の提出と輸入ロットごと・車両仕様別に交通運 輸省登録局の排気量と安全性能検査を受けるこ とを義務付けた。ベトナムの自動車関税が 2015年1月の50%から16年に40%,17年に 30%、18年1月0%と急激に削減・撤廃された ことが背景にある。しかし、これらの措置は ASEAN の経済統合に逆行する措置である¹⁴⁾。

貿易円滑化は実施体制の整備が行われた。貿 易円滑化については、貿易取引コストを2020 年に 10%削減し ASEAN 域内貿易を 2025 年ま でに倍増することを目標とする「AEC2025 貿 易円滑化戦略行動計画」が 2017 年の第 31 回 AFTA 協議会で採択され、貿易円滑化の進展 を評価する「ASEAN 継ぎ目のない貿易円滑化

指標 (ASTFI)」が採択されている。ATIGA の関税削減スケジュール, 情報技術協定リスト の関税分類を ASEAN 統一関税分類 (AHTN) 2012 から AHTN2017 に移行し、品目別規則の 関税分類を HS2012 から HS2017 に移行させる 作業は2018年1月を目標に進められている。 ATIGA の原産地証明に関する ASEAN 自己証 明制度は2018年中に実施する予定である。

規格・適合性評価では、ASEAN 食品安全規 制枠組みの実施のための法制についてのタスク フォースが設立されている。ジェネリック医薬 品の生物学的同等性報告の相互承認取決め (MRA) の調印は 2017 年 11 月に行われた。調 整食品の食品衛生についての検査承認制度のセ クター別 MRA は最終段階まで進んでおり、自 動車および建築資材の型式承認の MRA 交渉も 進んでいる。伝統医薬品と健康サプルメントの 規制枠組み協定も交渉が進展している。

ASEAN シングルウィンドウの運用を開始

通関手続きを電子化するナショナル・シング ル・ウィンドウ (NSW) を各国間で相互に接続 し電子データの交換を行う ASEAN シングル ウィンドウ(ASW)では、インドネシア、マ レーシア, シンガポール, タイ, ベトナムの 5ヵ国が ATIGA の電子原産地証明書 (e-Form D) の試験送信を行ってきたが、2018年1月1 日に電子的交換が開始された。電子植物検疫証 明(e-Phyto)と電子税関申告書(e-ACDD) の電子的交換も検討している。ASW の運用を 監督するプロジェクトマネジメントオフィス (PMO) を設置し、ASW 法的枠組み議定書が 2017年8月に発効している。

サービス貿易では、ASEAN サービス枠組み 協定 (AFAS) の第10パッケージの交渉が行 われており、2018 年中に第 10 パッケージ実施 のための議定書署名の予定である。ASEAN サービス貿易協定(ATISA)も 2018 年の署名 を目指している。ASEAN 自然人移動協定(A MNP)は 2016 年 6 月に発効した。

香港との FTA を締結

電子商取引では、ASEAN電子商取引調整委員会(ACCEC)が設立され、電子商取引作業計画(AWPEC)2017-25が採択された。ASE AN電子商取引協定は2018年の署名を目指している。さらに、ASEANデジタル統合枠組みの策定が進められる。知的財産では、ブルネイが2017年1月、タイが同11月にマドリッド協定議定書に加盟し、カンボジアが2016年9月に特許協力条約に加盟した。競争政策では、ASEAN競争行動計画2025による効果的な競争レジームの確立を進められており、競争のための能力醸成ロードマップ(2017-20)が承認され、電子商取引と競争ハンドブックが2017年8月に刊行された。

ASEAN 域外とのFTAでは、ASEAN香港FTAとASEAN香港投資協定が2017年11月に署名された。香港はASEANとのFTAが発効すればRCEPに参加する可能性が開かれ、香港を経由する中国との中継貿易でRCEPが使えることになる。ASEAN中国FTAの品目別規則についての交渉、ASEAN韓国FTAのセンシティブ品目の自由化交渉、AJCEP(ASEAN日本包括的経済連携協定)にサービス貿易章と投資章を組み込む最終調整が行われている。

おわりに

AEC2025 の実施計画は、統合戦略的行動計画 (CSAP) および部門別計画が順次作成され具体化されるとともに実施に打つされつつある。CSAP は詳細かつ具体的な分野と総論的な計画に留まっている分野が混在しており、生産性、イノベーションなどの新たな分野は具体性が不足している。AEC2025 ブループリントは着実に実行に移されているが、今まで実施された分野の多くは AEC2015 の未達成分野である。

AEC2015 は「物品,サービス,投資,資本,熟練労働者の自由な移動」という明確で野心的な目標が掲げられていた。関税撤廃を実現し,サービスや投資の自由化も相当程度実現したことにより、AEC2025 では非関税障壁の撤廃やサービス自由化の残存分野、インフラ建設など困難な課題が残るとともに生産性向上やイノベーション、包摂など新たな課題に取り組んでいる。AEC2025 は対象分野が大幅に拡大し、実現も困難になってきている。2018 年は、ASEAN サービス貿易協定の締結、ASEAN 電子取引協定の締結、ASEAN 全体での原産地証明の自己証明制度の導入などが予定されている。これらは日本企業の期待の高い分野であり着実な前進を期待したい。

[注]

- ASEAN 経済共同体 (AEC2015) の成果と課題については、 石川・清水・助川 (2016) を参照。
- 2) ASEAN 事務局によると、AEC ブループリントの実現率 (2015 年 12 月末) は、優先措置を中心にすると 93.9%、全 ての措置に対しては 82.3%となっている。
- ASEAN Secretariat (2017a), Assessment of the Implementation of the Master Plan on ASEAN Connectivity
- 4) 同上 p 5-6
- ASEAN Secretariat (2017b), ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan

- 6) 福永佳史 (2016)
- 7) 世界銀行の World development Indicators 2017 によると、 一人当たり GNI (国民総所得) で1.025 ドル以下が低所得. 1,026 ドル~4,035 ドルが低位中所得, 4,036 ドルから 12.475 ドルが高位中所得、12.476 ドル以上が高所得である。 2015年の一人当たり GNI をみると、ベトナム (1.990ドル). インドネシア (3,440 ドル), フィリピン (3,550 ドル) が低 位中所得国, タイ (5.720 ドル), マレーシア (10.570 ドル) が高位中所得国である。
- 8) ASEAN Secretariat (2016a)
- 9) 石川幸一 (2018)
- 10) ASEAN Secretariat (2016b)
- 11) たとえば、TPP11 では AEC では規定されていない政府調 達の開放を認めている。
- 12) 自己証明制度については、助川(2016) 108-110 ページに
- 13) The 49th ASEAN Economic Minister's (AEM) Meeting Ioint Media Statement および A Chairman's Statement of The 32nd ASEAN Summit
- 14) 清水一史 (2018)

「参考文献]

- 石川幸一(2018)「ASEAN の格差縮小への取り組みと格差の 現況! アジア研究シリーズ No.95『経済共同体創設後の ASEAN の課題』 亜細亜大学アジア研究所, 所収。
- 石川幸一・清水一史・助川成也共編著(2016)『ASEAN 経済 共同体の創設と日本』文眞堂
- 清水一史 (2018) 「FTA 環境の変化と ASEAN 自動車産業」、 国際貿易投資研究所『TPP11 と ASEAN の貿易、投資、産 業への影響』ITI調査研究シリーズ No.68
- 助川成也 (2016)「貿易円滑化に向けた ASEAN の取り組み」, 石川・清水・助川共編著 (2016) 所収。
- 福永佳史(2016)「ASEAN 経済共同体 2025 ビジョン」,石川・ 清水・助川共編著 (2016) 所収。
- ASEAN Secretariat (2016a), Master Plan on ASEAN Connectivity 2025
- ASEAN Secretariat (2016b). The AEC 2025 M&E Framework ASEAN Secretariat (2017a), Assessment of the Implementation of the Master Plan on ASEAN Connectivity
- ASEAN Secretariat (2017b), ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan

世界経済評論 IMPACT+ (PLUS) 欄のご紹介

国際経済・国際ビジネスを中心とした専門家・有識者による WEB コラム・世界経済 IMPACT (毎週月曜日掲載) には、 執筆者がコラムにあわせた論文を掲載するサイト(世界経済評論 IMPACT+(PLUS))があります。 このサイトは、論文のみの掲載ではなく、論文に関連したコラムとコラム内容に即した論文を掲載しています。

世界経済評論 IMPACT サイト: http://www.world-economic-review.jp/impact/ 世界経済評論 IMPACT+ (PLUS) サイト: http://www.world-economic-review.jp/impact/impact_plus.html

【掲載論文例】

- ・『臨界的経済システムとしての中国資本主義:経済分析の方法的収斂とその選択』(2018年7月16日)
 - (末永 茂:前・いわき明星大学非常勤講師)

コラム No.1114「中国的資本主義は経済分析の試金石になる」

- ・『Brexit後の英金融街シティの姿: EU は着々と域内単一市場から切り離す準備を進める』(2018年7月9日) (金子寿太郎:(公益財団法人) 国際金融情報センター・ブラッセル事務所長)
 - コラム No.1105「Brexit 後の英金融街シティの姿: EU は着々と域内単一市場から切り離す準備を進める」
- ・『日本の基礎研究の東アジア化:なぜ日本の基礎研究は下方に向かうのか?』(2018年4月30日)

(新井聖子:東京大学政策ビジョン研究センター・国際貿易投資研究所客員研究員) コラム No.1065「日本の基礎研究の東アジア化: なぜ日本の基礎研究は下方に向かうのか?」

【同サイトについてのお問い合わせ先】

世界経済評論編集部までメールでお願いします

e-mail: sekaikeizai@iti.or.jp